

君が代不起立個人情報保護裁判の不当判決に対して強く抗議する

2011年8月31日、横浜地方裁判所第1民事部（佐村浩之裁判長）は、君が代不起立個人情報保護裁判（第1次訴訟：平成22年（行ウ）第89号，第2次訴訟：平成21年（行ウ）第67号，第3次訴訟：平成22年（行ウ）第33号，第4次訴訟：平成22年（行ウ）第67号 各行政処分取消等請求事件）について，原告らの請求を全部棄却する判決（以下「本判決」という）を下した。

本判決は，神奈川県個人情報保護条例6条において，原則その取扱を禁止する思想信条情報に不起立情報が該当することは認めたが，その例外的取り扱いを認める同条但し書きに該当すると判示した。

国歌斉唱時にあえて起立せず，着席を続けるその客観的状況は，その者の内心に有する，国旗国歌が果たした過去の歴史的役割への否定的評価が外部的に表れたものであることは，客観的に明らかであり，これを認める限りで，本判決は正当なものと評価できる。

しかし，個人情報とはそれだけで慎重な取り扱いを要するものであるところ，その中でも特に個人の思想信条情報は，人格そのものあるいは精神作用の基礎にかかわる情報であり，不当な差別に利用されるおそれのある情報であることから，神奈川県個人情報保護条例は，これらの思想信条情報の利用を通常の個人情報よりもさらに厳格な規制の下へ置き，原則としてその取り扱いそのものを禁じたものである。

しかし本判決は，例外的取扱の要件である神奈川県個人情報審議会の意見について，不起立情報の収集を「不適」とする結論を無視して，審議会の意見を経たという形式だけを強調している。また，本判決は，「選択の余地のない指示」があったなどとさらに曖昧な事実認定をもって，「取扱いの必要性」を認めているが，これは校長らが命令の告知を十分に行っていないために懲戒その他不利益処分を付するに足りる職務命令を予め受けたというに足りない者が含まれていることを認定していることと矛盾している。さらに，本判決と同時期における県教委による国歌斉唱時の起立命令の有無が争われた，神奈川県こころの自由裁判の高裁判決（確定）にも何ら触れることなく矛盾している。

本件対象情報は，その取得自体が原則禁じられる思想信条情報である。本判決の認定する曖昧な事実によって，最も厳格慎重に取り扱われるべき思想信条情報の取り扱いを例外的に許容するだけの必要性は認められるはずもない。

また，神奈川県自身が，個人情報保護条例による個人情報の保護を十全なものとするため，広く県民の意見を反映しまたその取扱の適正を担保するものとして，有識者等により構成された神奈川県個人情報保護審査会を設置しているところ，同審査会は，2010年1月20日なした答申によって本件不起立情報は，県条例6条に定める思想信条情報に該当し，その例外的取扱の要件も充たさないことを明確にしている。本判決は同答申に一切触れることなく判示しており，この県民の声，適正な取扱を担保する警告を完全に無視した暴挙というほかない。本判決は，個人情報保護制度の存在意義を没却せしめるものでありその不当性は極めて高い。

そもそも「国旗」日の丸及び「国歌」君が代が，過去に戦争遂行のための道具として利用され，またその道具利用の最たる場が教育の場面であったことは，歴史的な事実である。本件原告らは，現在に生きる教職員として，過去の過ちを繰り返さない，その信念をもって未来ある生徒たちの教育に携わってきた者たちである。その思いは，歴史的な事実を裏打ちされた，確固たる真摯な思いに基づくものであり，この思想をこそ保護しないならば，明文において信教の自由とは別個に思想信条の自由を保障した日本国憲法は画餅に帰する。

自由法曹団は，思想信条に係る情報の価値を不当に貶める本判決に対し強く抗議するものである。

2011年9月2日

自由法曹団
団長 菊池 紘